

欧州安全保障防衛政策 (ESDP)

1. これまでの達成

- 2002 年 12 月のニース欧州理事会の結果、新たな常設の政治並びに軍事機関が設立された (理事会決定 2001/78/CFSP)
 - a) 常任政治・安全保障委員会 (PSC)
 - b) EU 軍事委員会 (EUMC)
 - c) EU 幕僚部 (EUMS)
- ベルリン・プラス合意(2002 年)、EU と NATO の恒久的な取極めにより、EU による NATO の立案能力の自動的かつ無制限な利用が可能となり、EU の作戦能力が向上するとともに、危機管理における EU・NATO 間の戦略的パートナーシップの枠組みが整った。
- ベルリン・プラスの枠組みにおいて、EU が 3 つの危機管理ミッションを実施した。
 - 2 つの EU 主導による軍事オペレーション
 - 1 . CONCORDIA オペレーション (旧ユーゴスラビア・マケドニア共和国)
 - 2 . ARTEMIS オペレーション (コンゴ民主共和国)
 - 警察ミッション
 - 3. EUPM (ボスニア・ヘルツェゴビナ)
- 緊急対応軍 1999 年 12 月、ヘルシンキの欧州理事会における合意に基づき、2003 年以降、EU 加盟国は、ペータースベルグ任務を全面的に遂行することのできる部隊として、最大 5 万から 6 万の兵員を 60 日以内に配備し、最低一年間維持することができる。
- ペータースベルグ任務には、人道・救済任務、平和維持任務、危機管理における戦闘部隊としての任務、および平和維持が含まれている。

2. 2004 年における活動 (2003 年 12 月開催の理事会の決定)

- 危機管理、とりわけ民生活動のための立案および活動支援能力を強化すること。
- EU の兵員と危機管理作戦を行うための他の人員とのより強化された協力。
- プロの常任中核スタッフを創設すること。

3. 欧州憲法草案（第1部40条）

- 連合外務大臣は、連合の共通外交・安全保障政策（CFSP）を遂行するものとする。連合外務大臣は、欧州委員会の副委員長の一人であるものとする。（第1部27条）
- 共通安全保障・防衛政策（CSDP）は、連合に国際連合憲章の原則に従った平和維持活動、紛争防止活動および国際安全保障強化のための行動能力を提供するものとする。
- 当該諸任務の遂行は、各国憲法の要件に従って、構成国の提供する能力（capabilities）を利用して行われるものとする。
- CSDP は、加盟国の北太平洋条約上の義務を尊重するものとする。
- 構成国は、自国の軍事能力を漸進的に向上させることを確約するものとする。
- 欧州軍備・研究・軍備能力開発庁（European Armaments, Research and Military Capabilities Agency）を設立するものとする。
- CSDP は、共通連合防衛政策の漸進的な形成を含むものとする。
- CSDP を実施する決定は、連合外務大臣または一構成国の提案に基づき全会一致により採択するものとする。
- 連帯条項（第1部42条）
- 第3部210-241条も参照のこと。